

平成 30 年 7 月 13 日  
遠賀信用金庫

## 「平成 30 年 7 月豪雨」により被災されたお客様へのお知らせ

このたびの「平成 30 年 7 月豪雨」により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
当金庫では、被災されたお客さまへ下記のお取扱いをさせていただきますので、お知らせいたします。

### 記

#### ■被災されたお客さまへのお取り扱い

1. 当金庫の預金証書、通帳、キャッシュカードを紛失された場合、預金者ご本人であることを確認のうえ、払い戻しいたします。
2. 届出のご印鑑がない場合でも、預金者ご本人であることを確認のうえ、拇印にて対応させていただきます。
3. ご事情により定期預金等の満期日到来前の解約や、定期預金を担保とするお借入につきましてもご相談を承ります。
4. 被災により、支払期日が経過した手形の取立てのご相談については、窓口にお申し出ください。
5. 被災における手形の不渡処分については、対応を配慮させていただきますので、窓口までご相談ください。
6. 汚れた紙幣、破損した硬貨についてはお引き換えさせていただきますので、窓口までお申し出ください。
7. 国債を紛失された場合のご相談は、窓口にお申し出ください。
8. 被災にかかる復旧資金・応急資金への対応や、既存のお借入に関するご返済猶予などのご相談は、窓口にお申し出ください。

#### ■お問い合わせ・相談窓口

1. 営業店窓口（平日 9 時～15 時）
2. 暮らしのあんしんコーナー（平日 9 時～17 時）  
フリーダイヤル 0 1 2 0 - 8 1 8 1 - 0 4

以上